

大学入試制度の変遷と新自由主義との関連性の検討

—「人格的能力」に着目して—

中村恵佑

Relation between the Japanese university entrance exam and neoliberalism:
Focusing on “non-cognitive skill”

Keisuke NAKAMURA

This paper argues that there is a relation between the change of the Japanese university entrance exam and neoliberalism.

Through a survey of the change of the Japanese university entrance exam, two characteristics become clear. One is that the exam can widen the gap of non-cognitive skill. The other is that non-cognitive skill can be privatized or commodified. These two characteristics go along with five characteristics of neoliberalism (collapse of the welfare state, reinforcement of competition in the free market, extension of logic in business, small government and reinforcement of the power of the state, and extension of privatization and commodification).

The significance of this paper is that the various opinions of preceding studies about the Japanese university entrance exam can be systematized by applying the idea of neoliberalism. In addition, this application results in a new criterion for evaluating the system of the entrance exam.

目次

1. 本論文の概要

2. 大学入試制度の変遷とその特徴

2-1. 共通一次試験導入から1990年までの大学入試制度

2-1-1. その特徴

2-1-2. 先行研究の捉え方

2-2. 1990年から現在に至るまでの大学入試制度

2-2-1. その特徴

2-2-2. 先行研究の捉え方

2-3. 小括

3. 新自由主義とは何か

3-1. 新自由主義の概要

3-2. 日本における新自由主義的諸政策

3-2-1. 労働分野

3-2-2. 教育分野

4. 大学入試制度の変遷と新自由主義との関連性の検討

4-1. 「人格的能力格差の深化」の検討

4-2. 小括

4-3. 「人格的能力の私有化・商品化」の検討

4-4. 改革のもたらす問題点

5. 終わりに

5-1. 本論文の意義

5-2. 本論文の課題

1. 本論文¹⁾の概要

大学入試制度は、日本における教育の成果の集大

成として捉えられ、戦後、多くの試行錯誤を経ながら変化を遂げてきた。すなわち、画一的な方法で知識や技能を主に測定するという入試内容から、特に1990年代からは学力検査に加えて、AO入試などの多様な入試方法が導入されたり、センター試験が少数科目からでも受けることができるようになるなど、個性重視や多様性を重視した入試制度へと変化しており、それは現在行われている「高大接続システム改革会議」の大学入試制度改革にも引き継がれていると言える。

一方で、日本において2000年前後から新自由主義にのっとった様々な政策が展開されてきた。教育政策と新自由主義に関する研究や指摘については、例えば、新自由主義と愛国心教育との関連性を考える研究(竹島2011)、学力テスト体制(佐貫2009:12-13頁)、学校評価の実施、特区における小中一貫校や株式会社・NPO法人による学校設置など(谷口2015:178-191頁)数多く存在している。大学入試制度改革に関しては、第2章で詳述するように、1990年以降、制度面での自由化や選択・競争機会の多様化について、あるいはハイパー・メリトクラシー言説などに見られる人物評価を軸とした大学入試改革の問題点について指摘する言説は見られるが、それを新自由主義といった観点から分析したものは見当たらない。

こうした状況を踏まえ、本論文においては、1990年代以降になぜ大学入試制度が大きく変化したのかを新自由主義に焦点を当てて解明しつつ、「人格的能力」に着目して両者の関連性を指摘したうえでそれが孕む問題点にまで言及していく。具体的な手順は、第2章において、共通第一次学力試験(以下、共通一次試験²⁾)開始から現在に至る大学入試制度の変遷とその特徴について、先行研究に沿って概観する。第3章では、諸政策の様相を踏まえ、新自由主義とは何かを検討する。そのうえで、第4章において、両者の関連性について、「人格的能力格差の深化」と「人格的能力の私有化・商品化」という観点から分析を試みる。そして、第5章で、新自由主義という枠組みによって大学入試制度改革を説明した意義と課題を述べて論を結ぶ。

本論文の中で、新自由主義というアイデアによ

って大学入試制度を説明する意義は以下の二点である。一点目は、第2章で紹介する先行研究による大学入試制度の変遷に対する様々な評価を、新自由主義というアイデアを用いて一貫して説明することを可能にしたという点にある。二点目は、新自由主義というアイデアを用いることで、これまでの研究では十分に検討されてこなかった、大学入試制度に対する新たな評価の視角をもたらしたという点である。

2. 大学入試制度の変遷とその特徴

まず、大学入試制度が今日までどのように変遷してきたのかについて、共通一次試験導入から1990年以前、1990年以降から現在に至る改革という二つに分けて検討する。なお、その選抜方法の分類については、①共通一次試験・センター試験といった共通の学力試験や大学毎で学力試験を課す「学力選抜」と②学力試験がないあるいはそれに重点を置かない、調査書・推薦書・面接・小論文などを重視した推薦入試やAO入試を軸とする「非学力選抜」の二種類に大別する³。

2-1. 共通一次試験導入から1990年までの大学入試制度

2-1-1. その特徴

まず、大学入試制度の多様化が本格的に図られる1990年以前の大学入試制度の特徴⁴を簡単に振り返っておきたい。

この期間の大学入試制度の大まかな特徴は、知識・技能を重視し、学力検査を基盤とした画一的な制度であった。その始期は、本格的な国主導による共通テストとして1979年より開始された共通一次試験に求められる⁵。この試験の位置づけは、“国立大学の選抜において受験者に課される最初の試験”であり、“この試験の成績と第2次試験として各大学・学部で実施される試験や検査の成績を総合して合否を決定する”(南部2016:130頁)というものであった。この試験が画一的だという根拠を簡単にまとめると以下の二点となる。第一に、試験の形式的な側面である。例えば、試験科目について、“統一的

大学入試制度の変遷と新自由主義との関連性の検討

に5教科7科目が課され”(同：130頁)しており、また、共通一次試験の開始と同時に、国立大学については“試験日が統一され、1校しか受験することができなくなっ”(同：131頁)たという点である。第二に、“同一の試験を受験することにより1点刻みの「輪切り選抜」や大学間の「序列化」が顕在した”(川嶋2016：37頁)という点である。すなわち、それまでは個々の大学で試験を実施していたが、ここに共通一次試験という共通の尺度で基礎的な学力が測定されることになったためそうした状況に拍車がかかったのである。

共通一次試験での点数重視は、それまでの大学における学力重視の選抜を国レベルで体现するものであったと指摘されている。例えば、中村が1961年の増田ほかの指摘を用いて、各大学において戦後から“「学力検査中心の選抜が行われており、調査書は参考程度として利用されている場合が多く、学力検査と同等に扱っている場合はほとんどない」という状況であった”(中村2011：83頁)と述べているように、学力重視の姿勢をとっており、学力競争はそれまでも熾烈を極めていた。その中で発達した偏差値システムが画一的な学力競争を助長していた点も重要である。この偏差値システムによって、例えば大学の序列化を一層進展させるなど、“「競争」を極限まで推し進めるのに一役買って来た”(同：120頁)のでありその潮流が現在まで大学入試競争の根底を流れている。

以上のように、1990年以前の大学入試においては学力検査による画一的な制度が主流となっていたが、実際には、現在では一般的である調査書の活用や推薦入試も行われており、大学入試の多様化が図られていた事実はある。共通一次試験導入以前の話にはなるが、例えば、調査書を重視した入試制度のあり方が、1971年の中教審の答申で提案されていたが、この方針には公平性等の観点から懐疑的な見方が強く、結局“調査書得点の学校間格差も個人格差も補正しない代わりに、高校での学習成果を問う全国一斉試験で調査書成績を代用するといった現実的な選抜で決着をつけた”(木村拓也2014：10-14頁、傍

点は原文ママ)。その帰結として共通一次試験が導入されることとなったのである。また、推薦入試制度も1967年度から文部省によって公認されており、その後、推薦入試制度を実施する大学数と、大学入学者に占める推薦入学者の割合は、1967年度の前後から両者ともほぼ一貫して上昇傾向にある(中村2011：78-79頁)。だが、この推薦入試制度は導入当時と1990年代以降とは異なる様相を呈している。例えば中村は、1966年の文部省大学学術局大学課の述べる“推薦入学制度の公認にあたって、文部省は、一部の大学への志願者の集中によりもたらされる入学難、1回限りの学力検査による選抜の合理性への疑問、学力検査偏重による過度の受験準備教育の弊害、への批判がある”という内容を紹介しており、更に、“推薦の導入や推薦入学制度の公認について当時の新聞は「大学の入試地獄緩和へ」(読売新聞朝刊、昭和40年5月30日)「受験地獄改善に一步」(朝日新聞朝刊、昭和41年12月14日)などと報じている”とまとめている(同：84頁)。以上のように、あくまで、推薦入試の導入は、当時の学力重視の受験競争からの脱却のための手段として、いわば消極的に位置付けられた制度だと言うことができる。これは、1990年代以降の推薦入試が、各大学が多様な人材を選抜するための手段としていわば積極的に大学入試に取り入れた様相とは異なっていた。

2-1-2. 先行研究の捉え方

では、共通一次試験から1990年までの学力重視の選抜を主軸とした大学入試制度は、先行研究ではどのように評価されているのだろうか。以下では二つの代表的な捉え方を紹介する。

(ア) 当時必要とされていた人材と試験や入試を結び付ける捉え方

例えば、木村元は、高度成長期において“教育は良質の労働力養成を中心とする経済政策のもとに位置づけられ、学校は年々大きくなる労働力需要に対応するための強力な「労働力供給機構」として期待された”と指摘し、そこで期待された能力は、“普通教科中心の学力偏差値に代表される一元的尺度と、それに基づく入試競争を経て優秀な大学に入学を果たすことで示される能力”(木村元2015：93-94頁)

だと述べている。すなわち、日本型雇用慣行の中で、企業に従順な労働者の卵が入試によって選抜されることが強く求められていたのである。また、本田は、この時代の能力を“近代型能力”と呼び、それは“主に標準化された知識内容の習得度や知的操作の速度など、いわゆる「基礎学力」としての能力”であり、“標準化されているがゆえにそれは試験などによって共通の尺度で個人間の比較を可能にする”（本田2005：22頁）ものだと指摘している。その背景の一つとして、近代社会における画一的な産業の在り方が指摘でき、これについて本田は、“フォード主義的大量生産を主軸とする産業構造とは、可能な限りものを標準化・規格化・規律化した上で、作動の効率化を通して単線的な拡大・拡張を志向するしくみであった。それゆえにこうした産業構造が、その支え手すなわち労働者として必要とする人間像もまた、むしろ「業績」という単純で一次的な軸によって、ざっくりと大まかに分類されていけばよかった”（同：13-14頁）と述べている。このことを戦後から高度成長期にかけての日本に当てはめると、日本社会が経済的に豊かになるにつれてモノに対する大量の需要が発生する中で、各企業がいかに効率よくそれらに 대응していき、自らも資本を蓄えながら成長していくことを考え、結果的にそれに見合った上記のような人材が大量に必要なこととまとめられよう。そこにおいてこそ、画一的な競争に基づく学力選抜が最も適合する大学入学者選抜の方法となりえたのである。

（イ）当時の入試と大衆教育社会の結びつきを強調した捉え方⁶

荻谷は、“メリトクラシーの大衆化状況とは、このようなメリットによる選抜が、社会のすみずみにまで浸透し、しかも、メリット＝業績をどのように定義づけるかという点で、標準化と画一化が進んだ、「公平」な手続きの徹底した状態である”（荻谷1995：16頁）と述べている。この箇所について中村は、“荻谷は、入学試験や学校内成績に代表される客観的に標準化された成績が、教育システムの内部で一律に重視されることで、社会全体のメリトクラシーの大衆化状況に帰結すると考えたのである”（中村2011：14頁）と説明している。そして、メリトク

ラシーの大衆化と試験とのより深い関係性については、“特定の階層文化から一定の距離を置いた、文化的に中立性の高い内容が、形式的にも「客観テスト」のような方法で試験される場合には、よい成績をあげることは、どの階層の出身者でも、努力すれば手の届く範囲のゴール”とすることができ、更に、選抜の在り方について、“だれに対しても、同じ基準を用いて、同じ方法で選抜を行う。メリトクラシーの大衆化した状況のもとでは、例外や特権を認めない標準化された選抜方法が、選抜の「公平さ」を保証する重要な要件となる”（荻谷1995：20-21頁）と指摘している。こうした指摘は、前述の画一的かつ公平性や客観性が担保された学力試験を主軸とした大学入試制度の状況を説得的に表す言説だと言えよう。

2-2. 1990年から現在に至るまでの大学入試制度

2-2-1. その特徴

大学入試制度の在り方に大きな変化が見られたのは1990年代である。この変化は、ある一点の時期においてドラスティックに起こったというわけではなく徐々に明らかになっていったわけであるが、本論文では便宜上、1990年に導入された大学入試センター試験を一つの代表的な転換点として捉え論を進めていくことにしたい。変遷の特徴は以下の二点に集約される。

一点目は、大学入試センター試験が開始されたことである。この試験の狙いに関して検討する際、中曽根内閣の下に設置された臨時教育審議会（臨教審）の1985年の答申と、中央教育審議会（中教審）の1991年の答申の存在が重要である。臨教審は、当時の中曽根内閣が規制緩和をはじめとした新自由主義的な諸政策を展開していく中で設置されたものであり、その提言の中にも新自由主義に関する概念が存在していた。例えば荒井は1985年の臨教審の第1次答申を引用しながら、大学入試についても“「各大学がそれぞれ自由にして個性的な入学者選抜を行うこと」、つまり大学入試の「多様化」と「個性化」の促進”（荒井2005：19頁）がなされていたとし、更にその中で、“共通1次試験による国民的批判、不満

大学入試制度の変遷と新自由主義との関連性の検討

の鎮静化を図るため、とりあえず共通1次試験の廃止と新テストへの衣替えを答申した”、また、“過熱した偏差値受験を鎮静化させることであった”(同：41頁)という消極的な理由がセンター試験導入を後押ししたとしている。

続いて、1991年の中教審の答申についてだが、旧来の学力重視の競争について批判しつつ、今後のあるべき教育の姿について、“これからは、全員が同じ教育内容を受けるような形式的な平等ではなく、個性に応じてそれぞれ異なるものを目指す実質的な平等を実現していくことがますます重要になる”と述べ、センター試験についても“ペーパーテストの一点差で当落を決める点数絶対主義ではなく”、“各大学が、評価の尺度を多元化・複数化する際に、学力の一定ベースを証明する資料として、画一的でない、多様な使われ方がなされるのが望ましい”と提案している。以上のように、センター試験が、教育における画一的競争の緩和や個性重視、更に大学入試の多様化を具現化する一つの方策として利用されることが望まれていた。実際のセンター試験では“志願する大学・学部の要求に応じて1教科1科目から受験することが可能”(南部2016：130頁)となつたし、“特別入試に利用するというように、従来の第1次試験という位置づけからより柔軟な利用が可能となった”(同：130頁)ことも重要な変化である。

二点目の特徴は、非学力選抜を採用する大学が増大してきたという点である。例えば、荒井は推薦入試とAO入試について、“これらの入試はもともと学力選抜に偏った選抜方法への批判として始まった”が、“いまや大学入学者の3割を超え、4割に近づこうとしている”(荒井2005：43頁)と指摘している。このうち、AO入試は、“大学・学部が教育理念などにもとづいて「求める人物像」を示したうえで志願者がそれに合致するかどうかを重視されている”(南部2016：132頁)ものであり、それによる入学者数も年々増加傾向にある(中央教育審議会大学分科会制度・教育部会2008：図表4-5、文部科学省：2015)。

さて、以上の二点の特徴について更に検討を進める。検討に際し、小谷野(2014：36-56頁)による国立・公立・私立大学別で入試方法がどのように変化したかを分析したデータを参考にする。小谷野は

“大学を国公私立、および難易度によって分類したうえで、全数調査により1991年度から2011年度までの大学入学者選抜方式の変化を定員ベースで明らかにした”“結果、「入試の多様化」は、主に私立大学および中・低難易度の国公立大学における学力試験を伴わない定員の拡大により生じていること、一方で高難易度の国立大学における学力試験重視の姿勢は変化していないこと、近年では全体的にセンター試験・個別学力試験科目数の増加傾向がみられること、小論文による選抜は全体的に減少していることなどが明らかとなった”(同：55頁)という結論を出している。このような類似の指摘として中村(2011)が挙げられる。中村は、自身の1997年の研究から、推薦入試制度について“90年代半ばのデータでは明らかに推薦入学制度は国公立よりも私立で、また入学難易度の低い大学でより普及している傾向があった”(同：131頁)と述べている。更に、東京大学大学院教育学研究科大学経営・政策研究センターの2006年3月の調査から、中村は“国公立の最難関大学では学力試験による選抜がすべてである”が、“私立大学のもっとも入学難易度の低いグループの大学では、やはり学力試験以外の選抜方法が74.8%を占めている”中で特に推薦入学が52.7%と大きな比重を占めているという点を指摘している⁷(同：134頁)。こうした状況は小谷野の指摘とほぼ一致している。この小谷野や中村の分析は第4章以降の検討において重要な視点となる。

以上のような大学入試制度の多様化・柔軟化の最新の動向として、2016年3月に高大接続システム改革会議によって出された最終報告の内容を検討したい。高大接続システム改革は、“高等学校教育改革、大学教育改革、及び大学入学者選抜改革をシステムとして、一貫した理念の下、一体的に行う改革であり、“一人一人が、「学力の3要素」を基盤に、自分に自信を持ち、多様な他者とともにこれからの時代を新たに創造していく力を持つことができるよう”にすることを狙いとする(『高大接続システム改革会議『最終報告』2016：7頁)。そのうちの大学入学者選抜改革については二つの大きな改革が指摘できる。一点目は、“「学力の3要素」を多面的・総合的に評価する入学者選抜への改善”(同：42頁)で

ある。最終報告は、これまでの大学入試の課題について、“多くの大学では知識の暗記・再生や暗記した解法パターンの単なる適用の評価に偏りがちで、思考力等を問う問題であっても、答えが一つに限られている設問が多い”などと指摘し、“調査書、活動報告書、各種大会や顕彰等の記録、資格・検定試験の結果、推薦書等、エッセイ、大学入学希望理由書、学修計画書、面接、ディベート、集団討論、プレゼンテーション”といった多角的な方法で、“主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度”についての評価を重視すべき”だとしている(同:41-43頁)。二点目は、大学入試センター試験を廃止し、新たに「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」を導入する点である。このテストは「学力の3要素」のうち、特に十分な知識・技能、それらを基盤にして答えが一つに定まらない問題に自ら解を見いだしていくために必要な思考力・判断力・表現力をよりよく評価できるものとする(同:51頁)を狙いとし、記述式の導入なども検討されている。センター試験との相違は、知識や技能に加え、思考力などの高次の学力をより丁寧に評価できるようつくりになっており、また、それが、“各大学独自の評価方法とも適切に組み合わせながら効果的に活用することができる”(同:51頁)点にある。以上のように、高大接続改革における大学入試制度改革を見ると、その大きな特徴は、大学入試制度を多様化させることに加え、評価方法や評価軸を多元化させるという、よりミクロなレベルでの改革が強調されている点にある。

2-2-2. 先行研究の捉え方

では、1990年以降の大学入試制度は、先行研究ではどのように評価されているのだろうか。以下では四つの代表的な捉え方を紹介する。

(ア) 画一的な学力試験に基づいた入試競争の緩和のための制度改革という捉え方

これは、前述の荒井(2005)や中教審の答申の中に見られる考え方である。

(イ) 18歳人口の減少という社会構造の変化に対応した入試改革という捉え方

佐々木は、“1992年度入試を境に急速に進行した

18歳人口の減少、私学の受験生確保のための入試の易化、多様化、AO・推薦入試の拡大をもたらし、入試の選抜機能の低下をもたらした”(佐々木2015:35頁)と指摘している。こうした指摘は、高大接続システム改革会議の最終報告における、“大学入学者選抜については、選抜性の高い大学が一部に存在する一方、私立大学の約43%(平成27年度)は入学定員を充足できない状態となっている。また、AO入試・推薦入試による大学入学者の割合が平成12年度には約33%であったのに対し、平成27年度には約43%と増加しているが、その中には本来の趣旨・目的に沿わず、単なる入学者数確保の手段となっているものもある”(20頁)という批判に一致している。すなわち、大学の経営戦略の一環として入試の多様化が図られてきた側面があると理解されている。

(ウ) 企業の在り方の多様化やグローバル化の進展などの社会変化に適應できる新たな学力の必要性に迫られた入試改革という捉え方

例えば金子は、“従来は小中高で学習した教科の知識の上に立って、大学で専門的・学術的な知識を獲得し、それが職業で活かされる、と考えられてきました。しかし現実には大学で教える専門的な学術知識をそのまま用いる職業は多くありません。他方で、企業の組織も多様化し、流動化しています。そこでは教科や学問分野に体系化された知識だけでなく、汎用的な能力や意欲を含めた、幅広い学力・能力観が要求されることとなります。それに応じた入試、そして高校教育、大学教育の改革が必要です”(金子2016:2-3頁)と述べている。また、高大接続システム改革の入試改革の動向について、“国の大学入試改革は、「グローバル社会に通用する人材育成を」という経済界からの声に押されて検討が始まった”、あるいは、“世界のトップに行く米国の大学の選考方法を強く意識していることがうかがえる”と評価されている(読売新聞教育部2016:2頁)。

(エ) 個性重視の選抜や選抜の多様化を危惧する捉え方

これは(ウ)の捉え方とは対照的である。その一つにハイパー・メリトクラシーによる捉え方⁸がある。ハイパー・メリトクラシーとは、本田が提起し

大学入試制度の変遷と新自由主義との関連性の検討

た概念であり、以下のように説明されている。“非認知的で非標準的な、感情操作能力とでも呼ぶべきもの（いわゆる「人間力」）が、個人の評価や地位配分の基準として重要化した社会状態を意味している。

（中略）ハイパー・メリトクラシーは、認知的な能力（頭のよさ）よりも、意欲や対人関係能力、創造性など、人格や感情の深部、人間の全体に及ぶ能力を、評価の俎上に載せる”（本田 2011：56-57 頁）。そして、入試との結びつきについて、“ハイパー・メリトクラシーは、教育機関や企業などの組織が新たな構成員を選ぶ際の選抜、すなわち採用試験や入学試験において（中略）いっそう広範に観察されるようになってきている。（中略）大学の AO 入試などでも、面接の際に意欲や問題意識をいかに示せるかが合否を左右する”（同：57 頁）と指摘している。こうした人格に関わる能力（人格的能力）を評価対象とする入試を危惧する言説は数多く存在する。例えば、荻谷は、新保守主義による教育の規制緩和について論じる中で、“テストで測られる学力だけではなく、スポーツ、文化、ボランティア活動などを含む「多面的」で「多様な」、「個性重視」の入学選抜が実施された場合”に、“多様な評価基準を選抜に用いることは、学力とは違うかたちで、社会階層の影響を選抜に持ち込む可能性があり、また、“主観的な評価を導入することは、評価者の文化的背景と波長の合った「個性」に高い価値を置くことによって、特定の階層出身者に有利にはたらくことは起きないか”と指摘している（荻谷 1995：205-212 頁）。また、岩木は、個人の能力・適性に応じた進級・進学や、意欲・関心・態度の多面的な評価にもとづく選抜、生涯学習・リカレント教育などを特徴とした考え方を“脱近代能力主義”と呼び、そのような制度のもとでは、経済資本や文化資本、社会資本・関係財が、人びとの学業達成や学歴・職業達成に対して、これまで以上に大きな影響力をおよぼすと指摘し、その具体例として、意欲・関心・態度の評価という面では、親子関係の情緒的安定や親の文化資本の大きさがものを言うようになると述べている（岩木 2004：216 頁）。更に、実際の大学入試において、“小論文や課外活動の実績などが重視される多面的入試では、様々な体験や留学などを行っている子の方が有利で、

家庭環境の差がペーパーテスト以上に影響するとの指摘がある”という懸念もなされている（読売新聞教育部 2016：199 頁）。以上の言説をまとめると、知識・技術で測られる一元的な学力以外の能力こそ、ポスト近代型能力⁹や非認知的能力と呼ばれる能力に対応しており、そうした能力の形成には、子どもたちの身の回りの様々な資本や関係性の豊かさが大きな影響力を持っているがゆえに、大学入試制度がそれらを評価対象とする以上、そうした資本や関係性をより豊かに持っている子どもたちが有利な立場を勝ち得ていく可能性が高くなると言うことができる。

2-3. 小括

さて、第 1 節と第 2 節で、共通一次試験開始以降の大学入試制度の変遷を見てきたが、これまでの変遷の内容は、以下のように表 1 でまとめて整理することができる。

表 1 「二つの軸を基にした大学入試制度の変遷」（筆者作成）

	<共通一次試験導入~1980 年代>	<1990 年代>	<現在>
A 知識・技能	◎	→	○ → ◎
※「成果」としての性格⇒批判の展開⇨主にトップ大学で継続⇒「前提」としての性格			
B 人格的能力 (表現力、創造力、コミュニケーション力など)	△	→	○ → ◎
※中下層大学における推薦入試や AO 入試など非学力選抜の多元化⇒大学全体に浸透			

この表は、大学入試の制度面や内容面においてどのようなことが重視されてきたかを、「知識・技能」と「人格的能力」＝「表現力、創造力、コミュニケーション能力など」という二つの軸を基に、△、○、◎¹⁰ という三つの指標を用いて表したものである。また、「※」以下は変遷の諸相を端的に述べたものである。まず A についてだが、1990 年までは、「成果として」とあるように、身につけた知識や技能をテストで成果として発揮することが非常に重視されていた。しかし、1990 年代以降は、そうした知識偏重

型入試や受験競争への批判が展開された。一方で、依然として難関国立大学を中心として従来の入試は維持されてきた。そして、今日では、知識や技能を身につけることは社会で生きていくための前提となり、それをいかに活用できるかが入試においても焦点となってきたという意味で再び◎の指標を用いている¹¹⁾。一方、Bについてだが、1980年代までは推薦入試や調査書を判定資料の一つとすることを除き入試においてはあまり重視されなかったが、個性重視や選択肢の拡大、多様性の尊重などの機運が高まる中で1990年代からは非学力選抜が主に中下層の大学において拡大していった。そして今日では、評価軸といった内容面において、知識・技能に加え人格的能力が評価対象となり、そうした考え方が国家のイニシアチブのもと大学の各層で広がりを見せたという点で◎の指標を用いている。

3. 新自由主義とは何か

3-1. 新自由主義の概要

新自由主義については、経済学者のハイエクやフリードマンがその代表的な論者であり、イギリスのサッチャー政権やアメリカのレーガン政権下において用いられた論理として有名である。例えば、二宮は「新自由主義」の「新」とは反福祉国家のこと、「自由主義」とは市場原理の自由放任ということ、新自由主義レジームにはこれら二つの意味が内包されている¹²⁾（二宮 2007: 118 頁）と述べている。この「反福祉国家」という点については、竹島の“具体的には、福祉国家が実現してきた手厚い福祉サービス、国内市場の保護、公共事業の積極的実施、労働者の保護、要するに高福祉・高負担による富の再配分を批判する。それに対して、新自由主義は小さな政府を唱え、規制緩和と公的部門の民営化、福祉や公共サービスの縮小、市場における自由競争の促進、公共事業の削減、労働者保護の廃止など、要するに低福祉・低負担による自己責任の原則を対置する”（竹島 2011: 59-60 頁）という指摘が分かりやすい。

以上を含めた様々な指摘から、①「福祉国家の解体」、②「自由市場における競争原理の強化・拡大」、③「企業の論理の拡張」、④「小さな政府の志向と一

方での国家権力の強化」、⑤「私有化と商品化の拡大」という新自由主義の大まかな五つの特徴が見出される。

①については上述の竹島の通りであるが、補足するなら、新自由主義というイデオロギーが英米で政治的に利用された背景には、“それまでの先進各国の共通した政治経済的潮流であった福祉国家（大きな政府）が国家財政の悪化や官僚制の強化をもたらした社会経済を衰退させた”という批判の中で、“公的支出を縮減した「小さな政府」の下で自由競争を拡大し自己責任（優勝劣敗）の原理による社会改革”（小川 2016: 166 頁）の機運が高まったという状況がある。

②については、ハーヴェイも“市場での人格的・個人的自由が保障される一方で、各人には自分自身の行為と福利に対する責任があるとみなされている”（ハーヴェイ 2007=2005: 95 頁=65 頁）と述べている。すなわち、各人の判断によって自由な行動が許されているからこそ、そこに弱肉強食の競争が生じ、その結果勝者と敗者に分かれたとしても、それは各人の判断で行ったゆえの結果であるから特に敗者はそれを受け入れるしかないという論理が強調されている。

③についてであるが、これは「グローバル企業の育成」という観点から論じられることが多い。例えば、“現実の新自由主義国家はグローバル企業の経済的利益を増大させるために”、それらの“競争力に資する政治・経済・社会制度の構築”（谷口 2015: 179 頁）が行われる。それは、“新自由主義国家は、グローバル市場の中で他国と並ぶ一個の単位として、競争上の地位改善につながるような国内再編と新たな社会的諸制度を継続的に追求しなければならない”（ハーヴェイ 2007=2005: 95 頁=65 頁）ということからも分かるように、国家が、企業がグローバル市場で戦いやすいようにその要求を受け入れそれに見合った環境を創り出し、その結果、企業が国際競争に打ち勝ち利益を上げることが国家の経済的地位の向上につながるという、国家と企業の関係性に起因する論理である。

①と③から④が導出される。すなわち、①については、福祉国家の解体などによって“権利や利権を

失う人々や勢力”からの“抵抗を抑えつけ、強権的に政治・経済・社会制度の再編を実行するための体制づくり=行政改革(内閣府の新設による行政権力トップへの権限集中等)が進められる”(谷口 2015 : 179 頁)し、③については、“新自由主義国家においては、強力な国家介入による特定企業・産業の保護・支援”(同 : 179 頁)が行われる。つまり、新自由主義国家は表面上では規制緩和などを行い国家からの自由を謳う一方、その強権性が露呈するのである¹²。

最後に⑤であるが、これは①から④の帰結として発現した状況と言うことができるだろう。例えば、ハーヴェイは“これまで公共の資産であったものを企業のものにしたり、商品化したり、私有化したりすることは、新自由主義的プロジェクトの顕著な特徴であった。その主要目標は、今まで収益計算があたりはまらないとみなされていた領域で、資本蓄積のための新たな領域を開拓することであった。(中略)長年にわたる激しい階級闘争を通じて勝ち取られた共有財産(公的年金、福祉、国民医療の権利)は私的領域へと返還された”(ハーヴェイ 2007=2005 : 223-224 頁=160-161 頁)と指摘している。

3-2. 日本における新自由主義的諸政策

日本において新自由主義的政策が展開されたのは、1980年代に「戦後政治の総決算」と題し公的事業の民営化政策や行政改革などを断行した中曽根政権がその端緒ではないかとも考えられる。しかし、渡辺は、前出のハーヴェイの著書の日本語訳『新自由主義 その歴史的展開と現在』の付録の部分で以下のように述べている。それは、当時の日本はいちはやく不況を切り抜け、深刻な蓄積危機にも直面していなかったため、新自由主義が本格的に始まったとは解釈しておらずその本格的な始期を、2000年代の小泉政権に求めており、そこまで新自由主義政策が遅れた理由の一つとして、日本資本のグローバル化の遅れを挙げている。すなわち、“企業支配+企業主義的労働組合運動+下請け制+自民党による企業優位の税財政体系などを柱として、日本経済の無類の競争力を誇っていた”が、“八〇年代後半に入り、円高や経済摩擦の結果、日本資本のグローバル化が本格化すると、こうした競争力の優位は減

殺され、冷戦終焉による経済グローバル化の加速化、中国の開発資本主義化と競争への本格的参入によって、日本資本が本格的なグローバル競争に巻き込まれるに及んで、その競争力は喪失した”結果、“はじめて日本の新自由主義化が開始されたのである”(渡辺 2007 : 296-299 頁)。

では、以上のような背景から、日本においてどのように新自由主義が政策となって具現化されたのであろうか。本論文では、新自由主義が色濃く反映されている代表例としてこれまで数多く取り上げられてきた、労働、教育という二つの分野における新自由主義的政策を検討する。

3-2-1. 労働分野

労働分野において新自由主義が反映されていると考えられる政策は、労働市場の自由化である。その規制緩和の流れを、二宮は中野雅至の『格差社会の結末』(2006 : 93 頁)から、“労働者派遣に関する規制緩和の動向”、“雇用形態の多様化に関連する規制緩和の動向”など六つの分類を紹介している(二宮 2007 : 47 頁)。こうした政策は、市場における雇用の柔軟化を目指すものであった。

では、なぜこのような労働市場における規制緩和が行われたのだろうか。その背景の一つとして挙げられるのが、前述のグローバル化に伴う日本企業の国際競争力の強化である。これを目的として行われた政策を、二宮は“足枷からの解放”と“重荷からの解放”という二つの言葉で巧みに表現している。前者は、各種の公的規制の緩和・撤廃を進めて、企業の営業の自由を拡大すること、後者は、国内高コスト構造の是正策、すなわち企業内コストの削減や、企業にとっての社会的コストの削減を指している(二宮 2007 : 123-126 頁)。このように、企業が活動するうえでかかるコストを、規制緩和などを通じて極力下げることにより、そこで温存したパワーを競争力強化のためのパワーへと転換させようというのが主な目的の一つであったと言える。更に、こうした国際競争力の強化という状況下で企業が力を注ぎこまなければならないのは、知識を基盤として様々なモノや価値などを創出していける創造性、また、グローバルな舞台でも堂々と活躍していけるような

主体性やコミュニケーション能力などの、非認知能力を持った労働人材の確保である。というのも、グローバル競争の源泉は“「シンボリック・アナリスト¹³」の知的生産による付加価値商品化”（佐貫 2014：67頁）の推進にあるとみなされるようになってきたからである。だが一方で、単純労働者などは非正規雇用として扱われ相対的に低い年収によって貧困の道を余儀なくされる。非正規の職員・従業員は1980万人と18万人増加し、6年連続で増加した（総務省統計局「労働力調査（基本集計）平成27年（2015年）平均（速報）結果」の「概要」：9頁）。また、正社員以外の労働者を活用する理由で最も高かった項目は“賃金の節約のため”であった（厚生労働省「平成26年『就業形態の多様化に関する総合実態調査』の結果」のPress Release）。これらの調査は、規制緩和によって生じた雇用格差を裏付けるものであると言える。

ところで、この「格差」という言葉について、二宮は興味深い考察をしている。上述の労働における格差には以下の二種類があるという。一つ目は上位概念としての“階級格差”であり、具体的には支配的な資本＝企業と労働者の間の格差を指す。この意味では労働者全体が負け組とみなされる。この格差も近年では大きくなっている。中嶋は、“労働法制の改正によって有期雇用や派遣労働の拡大を容認して不安定・低賃金雇用を増大させ、さらにそれに引きずられる形で正規雇用労働者の労働条件をも引き下げて、生産労働によって生み出される富の勤労者への分配を減少させている。他方、大企業は空前の利潤を上げ、内部留保や株主配当を増大させている。これは独占資本の国際競争力強化に資する一方、トリクルダウン効果は働かず所得格差の拡大と相対的貧困の増大をもたらされている”（中嶋 2016:88頁）とまとめている。もう一つの格差とは下位概念としての“階層格差”である。具体的には、労働者の中における格差、例えば正規雇用と非正規雇用に見られる格差のようなものである。労働者という一つの階級の中で競争させることによって分断が促進される。しかし、その競争というのも結局は資本によって用意された労働の商品化＝請負労働化という土俵の上で行われるに過ぎない。そして、非正規雇用サ

イドにおける派遣労働、請負労働、偽装請負の増大と、正規雇用サイドにおける成果主義の広がりが常態化する結末を迎えるのである（二宮 2007:23-30、54-59頁）。

3-2-2. 教育分野

教育分野において新自由主義的政策の端緒となったのは、中曽根政権時代に設置された臨時教育審議会（臨教審）であった。そこでは、“「個性重視の原則」”や“「国際化・情報化への対応」”などが掲げられ、“公教育の分野に競争原理を導入するため、教育制度の様々な規制を緩和・撤廃し（中略）、民間活力を導入（中略）することも検討された”が、前述の、1980年代の日本は不況からいち早く脱したこと、グローバル化の波にさらされる以前であったことに加え、“臨教審が活動した1980年代からバブルが崩壊する1990年代初頭までの日本経済は、「企業主義統合」及びこれと順接的な関係にある公教育制度によって国際競争力を有しており、これらを抜本的に改変する必要性は、それほど高くない社会状況だった”こともあり“実際に政策として実現されたものはそれほど多くなかった”。その後、バブル崩壊、経済のグローバル化の進行といった危機に瀕した1990年代半ば、“政治・経済・社会の再編”と同じように、教育においても規制緩和などを軸とした新自由主義に基づく競争力向上によってその危機を乗り越えようとする改革が本格的に始まった（谷口 2015：181-182頁）。

以上のような新自由主義的教育改革に大きな影響力を及ぼしていると考えられるのが、商工会議所、経団連、日経連など経済界から寄せられた教育改革に対する様々な提言である。以下では、2000年前後の提言に焦点を当てて検討していきたい。まず、1996年の経済団体連合会による「創造的な人材の育成に向けて～求められる教育改革と企業の行動～」という提言¹⁴では、自分自身の目標・意思に基づいて、進むべき道を自ら選択して行動できる“主体性”、“自己責任”の確立、“独創性”という三要素を備えた創造的な人材が必要だとされ、教育システム改革として、“カリキュラム編成の弾力化”、“学校選択の弾力化”、“大学入試の改革”などが提案されてい

大学入試制度の変遷と新自由主義との関連性の検討

た。次に、2000年の経済団体連合会の「グローバル化時代の人材育成について」という提言では、“主体性”や、自己責任やアカウンタビリティなどの意識を含んだ“プロ意識”、そして、基本知識・基礎学力やコミュニケーション能力などを含んだ“知力”が求められる人材には必要だとされ、その実現のための多様な選択機会の確立として、先ほどのように教育制度改革の内容が複数提案されている。こうした教育体系は“多くの峰を持つ教育体系”と表現され、各教育機関が自己責任の原則に基づいて創意工夫を凝らした特徴ある教育を実施していくことが謳われている。更に、2004年の日本経済団体連合会の「21世紀を生き抜く次世代育成のための提言―「多様性」「競争」「評価」を基本にさらなる改革の推進を―」という提言では、社会性や責任感など六項目を含んだ“志と心”、基礎学力や独創性などの五項目を含んだ“知力”、そして、実行力やコミュニケーション能力、プレゼンテーション能力など七つの項目を含んだ“行動力”が求められる三つの力に挙げられ、“多様性”、“競争”、“評価”を軸とし、従来のような均質性を重視した教育からの転換などを図る教育行政改革が提言されている。ちなみに、前述の三つの提言（本編のみ）の中で「競争」あるいは「切磋琢磨」という言葉が出てくる回数¹⁵は、それぞれ0回（約15212文字中）、11回（約19103文字中）、15回（約19238文字中）というように、文面という形式的なものではあるが、確実に競争原理が強調される傾向にあると言える。

以上のように、2000年前後から「競争」「グローバル化」「評価」「規制緩和」などの新自由主義的要素を含んだ教育界に対する提言が経済界から矢継ぎ早に出されている。こうした流れは2010年代になっても引き継がれており、「グローバル人材」というキーワードが前面に出された提言などが複数出されている。

このような経済界から教育界への提言は、グローバル化の中で競争意識を持ち、企業競争の勝利に資するような、基礎学力を前提とした創造性やコミュニケーション能力などの多様な能力を開発できる弾力的な教育システムの開発を謳っていると言える¹⁶。こうした提言の影響¹⁷などもあり、学

級編制基準の弾力化、学校選択制のための公立小・中学校学区制の弾力化、株式会社・NPO法人による学校設置、義務教育費国庫負担金の割合の縮小と総額裁量制の導入、全国一斉学力テストの実施、学校評価の実施、小中一貫教育の制度化、地方教育行政における首長・教育長の権限強化、大学における学長主導体制の強化（谷口2015：184-188頁）などが実現された。

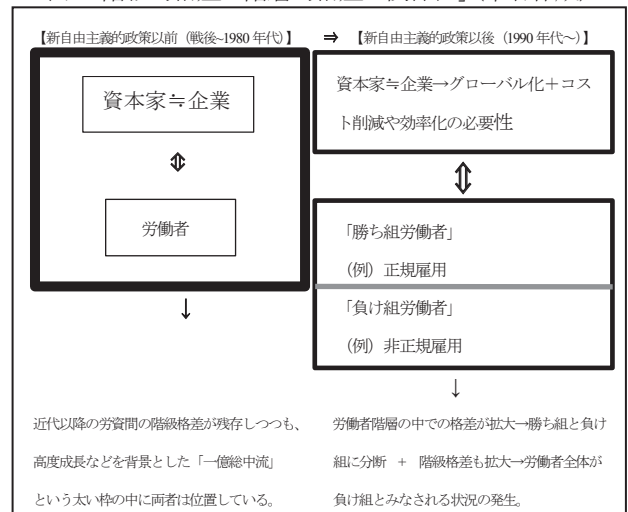
4. 大学入試制度の変遷と新自由主義との関連性の検討

本章では、近年の大学入試制度改革の変遷と新自由主義がどのような関連性を持っているのか検証を行う。その検証を行ううえで重要なものは、「人格的能力格差の深化」と「人格的能力の私有化・商品化」という軸である。

4-1. 「人格的能力格差の深化」の検討

まず、第3章第2節第1項の労働分野における新自由主義的政策の中で登場した二宮による二つの格差を思い出していただきたい。それは、資本⇌企業と労働者という階級的格差と、労働者階級の中における正規雇用と非正規雇用というような階層的格差であった。この格差を、第3章第2節第1項の二宮の論を基に、時代の変化を加味して図式化したものが表2である。

表2「階級的格差と階層的格差の関係性」（筆者作成）



「資本家と労働者」という階級対立に基づいた資本主義が長らく、日本を含め世界の多数を支配してきた。そして、戦後の日本における両者の関係は、労働者が企業に奉仕し、企業は、年功序列型の賃金、終身雇用、生活給などの支給によって労働者の生活を保障するというものであった。こうしたシステムの中で、日本は驚異的な経済成長を高度成長という形で実現した。そうした状況について、“最終的には「総中流」という豊かで平等的な社会像が形成された”（神林2012：67頁）という指摘や、実際の数値データにおいて所得格差がこの時期に縮小したという言説¹⁸がある。更に、教育分野では、高校の全入化、大学進学率の向上といったエリート層と非エリート層が融合する状況も生まれた¹⁹。以上のように、階級格差というものもありつつも、前述のような労資間のシステムが存在していたし、階級格差が社会問題化するほど大きなものとはなっていなかった。また、現在と比較して、労働者階級内部における格差も小さく、他者との生活の均質性や平等性が築かれた状態であったと言える。

しかし、バブル崩壊を皮切りとして、1990年代から日本が長い経済低迷期に突入し、更にグローバル化の波が押し寄せてきたことで日本の経済活動は危機に立たされることになった。この危機を乗り越えるために行う労働市場における規制緩和や成果主義などの新自由主義的諸政策が、第3章第2節第1項の労働分野で述べたように、階級格差と、正規雇用と非正規雇用のような労働者階層における階層格差という二つの格差を拡大させることになる。

特に、階層格差は新自由主義に基づく諸政策が大きな要因となっているが、もう一つの大きな要因となったものとして「知識資本主義」や「知識基盤社会」の到来が指摘できる。ここで言う知識の定義にも様々なものがあるが、例えばバートン＝ジョーンズは、まず、人間や機械がやりとりする信号や合図をすべて包括して“データ”と呼び、そのうち、受け手が理解できるものを“情報”として区別し、その情報の受け手がそれを利用して別の情報を得たり、技能を身につけたりする、その二次的に得た情報や技能の集合体を“知識”と呼んでいる（バートン＝ジョーンズ2001＝1999：19-20頁＝5頁）。また、二

宮は、新たな知識を生産・操作などをするためには、人間自身の能力、その差異、個性などがより重要になってきており、更に、情報化社会の変化のスピードが速くなるゆえに、人間に問われる能力も絶えず変化の波にさらされ、能力主義競争が激化すると指摘している（二宮2007：244-245頁）。そして、この知識を生産する能力は、第3章第2節第2項の教育分野の中で紹介した、経済界の提言する「創造力」、「主体性」、「コミュニケーション能力」、「表現力」といった、より人格的なものまで含むようになってきている。すなわち、知識や技能を持っていることは当然として、それらを周囲（あるいは、グローバル化の進展により全世界）の人間と関係を取り結びながら活用させていく力がより重視されるようになった。

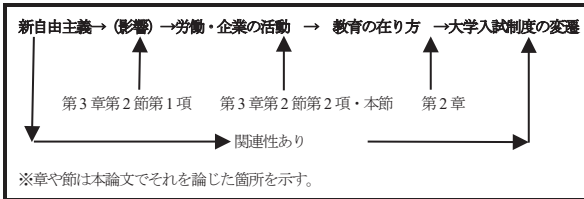
これまでの議論をまとめると、まず高度成長期から1980年代にかけては、平等意識が醸成される中で、求められる労働者の能力も画一的な知識・技能を備えているというものである程度標準化されていたが、1990年代以降、競争や効率性、コストカット重視の規制緩和などを軸とした新自由主義的諸政策によって、特に階層格差が助長され、更に、「知識資本主義」に覆われた社会の中で求められる能力が備わっているか否かが、労働者として有能だとみなされ勝ち組となっていくためには必要となったと言える。こうした能力を持てるか否かというのは近年登場した新たな能力格差である。

ここまで説明すると、第2章で説明した大学入試制度の変遷との関連性が徐々に明らかになるだろう。第2章第3節の表1を思い出していただきたい。これまでの新自由主義にまつわる議論と表1を考え合わせれば、大学入試制度の変遷が1990年代以降新自由主義的論理に影響されてきたと言える。この影響には二種類ある。一つ目は、形式的影響であり、これは例えばセンター試験のアラカルト方式化、推薦入試、AO入試など多様な入試方法の拡大に見られる、制度面での自由化や選択・競争機会の多様化を強調した改革である。これはどちらかというと、それまでの均質的・画一的な入試方法の改善や大学の学生獲得などを狙いとした、いわば消極的な意味での新自由主義的改革と言ってよい。二つ目は、特に

大学入試制度の変遷と新自由主義との関連性の検討

高大接続システム改革会議の中で見られるような実質的影響である。すなわち、制度面という表面的な改革だけではなく、どのような能力が評価されるのかという評価内容が変化し、前述のように、知識や技能を持つことは当然とみなされ、それに加えて、創造性や主体性などのより人格的な部分までもが評価対象となるということである。本田の言葉を借りれば、ポスト近代型能力が要請される、大学入試のハイパー・メリトクラシー化が進んだのであり、新自由主義によってもたらされた労働における新たな格差を助長している構図との関連性があると言える。その関係性をまとめると表3のようになる。この表からも分かるように、労働の在り方や経済界の考え方が、新自由主義と大学入試制度の変遷との関連性を指摘する際の橋渡しをしている。つまり、新自由主義が、「知識資本主義」を背景に労働の在り方や経済界の考え方を媒介として、間接的に教育、そして大学入試制度の変遷にまで影響を与えている²⁰。

表3「新自由主義と大学入試制度の変遷の関連性」(筆者作成)



人格的能力格差という新たな能力格差の発生という視点から大学入試制度の変遷と新自由主義との関連性が見出されたところで、この点について考察を深めたい。その際、新自由主義的の大学入試改革がどのレベルの大学を中心に行われてきたかという視角から考察を行う。

初めに、表1にもあるように、なぜ非学力選抜が中下層大学において主に導入されてきたのかという問いが立てられる。第2章第2節第1項でも述べたように、同改革が行われている間も、国立大学を中心とした上位大学においては、中下層大学と比較して依然として学力選抜を重視する傾向にあった。この問いへの答えの鍵となるものは「ゆとり教育が何を狙っていたのか」ということである。このゆとり教育は、学力低下の原因ではないかという批判と共

に語られることが多い。岩木は、特に社会階層のひくい子どもたちに着目し、苅谷の論を基に、“改革がすすめられるなかで、子どもたちの学習意欲は逆に低下してきました。とりわけ大きく低下してきたのは、親の社会階層がひくい子どもたちです。彼らは勉強と競争から<降りる>ことによって、自己に対して肯定的な感情(有能感)をもつようになっていきます。彼らが降りずにいるようにし向けることは、彼らから有能感をうばいかねず、やっかいなことになっている、というのが苅谷の主張でした”と述べており、更に、ゆとり教育政策の最高責任者である三浦・前教育課程審議会会長の“・・・できん者では

きんままで結構。戦後五十年、落ちこぼれの底辺を上げることにばかり注いできた労力を、できる者を限りなく伸ばすことに振り向ける”、“限りなくできない非才、無才には、せめて実直な精神だけを養っておいてもらえばいいんです。・・・それが“ゆとり教育”の本当の目的。エリート教育とは言いにくい時代だから、回りくどく言っただけの話だ”というインタビューを合わせて紹介している(岩木2004: 32-33頁)。以上の言説から言えることは、ゆとり教育が、従来の学力中心の競争から落ちこぼれた子どもたちに、学力だけに頼らずに生きていくことのできる安住の部屋を与えることを意図していたのではないかということである。こうした状況に危機を覚えた陰山は、読み・書き・計算の反復練習といった基礎学力の反復練習の価値にこだわった教育実践を行っており、その実践の根底にあるのは、とりたてて社会階層の高くない普通の子どものに、競争から脱落せずに生涯学習をつづけることを可能にするという確信であった(同: 36頁)。

以上のような、学力格差を更に広げうる側面を持ったゆとり教育を考えると、学力競争で敗れたあるいはそれを忌避する子どもたちに、学力以外の人格に関わる部分を評価することで満足感を与えようという受け皿として、中下層大学を中心に導入された非学力選抜が機能していた一面があると言える。もちろん、非学力選抜で大学に入り、そこから目的意識をもって学業に励むような学生もいるだろう。し

かし同時に、学力競争に敗れるあるいは嫌気がさし、学力なしで入学できる大学に入ろうという消極的な姿勢で大学に入学する学生も一定数いたのではないだろうか²¹。これはまさしく、先ほどのゆとり教育が一面で意図していた、従来のような均質的教育を放棄し学力競争の中で“できん者”をそのままにしておくという意図を反映しているかのような状況であり、学力競争で敗れた子どもたちを固定化させるという意味でも新自由主義的要素が含まれている。

続いて、今日、相対的に非学力選抜的要素を含む入試制度を導入することが少なかった国立大学、とりわけ難関国立大学でも導入されるようになってきたということについて考えたい。例えば、東京大学が推薦入試を実施しているし、大阪大学が推薦やAO入試で、能力、意欲、適性を多面的・総合的に評価する「世界適塾入試」を、東北大学が、国際バカロレア入試²²とグローバル入試を導入する（井沢2016）。また、非学力選抜にセンター試験の受験を前提にしている国立大学が増加しており、“これは、面接や特色ある選抜方法などで、論理的思考力・判断力・表現力や学習意欲・適性を見るとともに、センター試験を活用して基礎学力があるかどうかも判定しようということの表れと見られ”ている（斎藤2016）。国立大学協会も、“一〇万人近い国立大の定員のうち、二〇一六年度で一六%にとどまるAO入試や推薦入試などの合格者を、一八年度を目標に入学定員の三〇%に引き上げることを盛り込んだ改革プランをまとめ”（読売新聞教育部2016:236頁）、国立大学における入試制度の多様化改革を目指している。

以上のような大学の各レベルに着目した考察から、1990年代以降の新自由主義的入試改革は二つの段階を辿ったと指摘できる。最初の段階は、過去、具体的には1990年代からゆとり教育期にかけては、大学入試が、いわば学力競争から降りた子どもたちのための避難所的性格を持つものになってしまった段階である。結果的に、多様性や選択、人格による選抜は主に中下層大学で行われ、上層大学を含めた全大学的な広がりやそれをそれほど持たなかったと考えられる。次の段階では、現在、急進するグローバル化や知識基盤社会化に対する危機感を背景に、いよいよ

国立大学を中心とする上層大学においても、基本的な知識や技能があることを前提としつつ、それらを多様な人々との関係の中で創造的に活用できるような人材を選抜し育成できるような入試を導入するに至った²³ということが挙げられる。この背景には、過去とは異なり、知識・技能が「ある」ことを前提にした「ハイパー・メリトクラシー型大学入試」を、高大接続システム改革を主導する文部科学省や上層大学のイニシアチブのもと、今後本格的に全国的なスタンダードにしていこうという意図があるものと見られる。すなわち、学力と人格的能力による二つの競争が全大学にまで広がるという新自由主義的入試の深化が見られるようになるだろう。

4-2. 小括

以上から、第3章第1節で述べた五つの新自由主義の特徴のうち①から④の特徴と、新自由主義的入試改革の共通点が以下のようにまとめられる。①「福祉国家の解体」に関しては、第2章第1節第2項の（イ）で述べられている、公平性や平等性が確保された学力試験中心の大学入試が解体され、多面的かつ主観的な評価によって行われる入試へと変化している様子と合致している。②「自由市場における競争原理の強化・拡大」は、第2章第2節第2項の（ア）、（イ）、（エ）で述べられている制度面での自由化や選択・競争機会の多様化と人格的能力に基づく選抜、そして前節で指摘したように、それが更なる学力格差、そして人格的能力競争の全大学への拡大という状況を生み出している点と合致している。③「企業の論理の拡張」は、第2章第2節第2項の（ウ）や第3章以降検討した、企業の要望の大学入試改革への影響と一致する。④「小さな政府の志向と一方での国家権力の強化」は、特に後者に関して、上述のような実質的な大学入試改革が、特に今回の入試改革において、国家の主導で全大学的に行われるようになったことと一致している。

以上から、大学入試制度の変遷に対する第2章で紹介した先行研究の評価を新自由主義の持つ特徴の中に位置づけて整理しつつ、そうした新自由主義的入試が今回の大学入試制度改革によって深化している点を前節での検討によって明らかにすること

ができた。

4-3. 「人格的能力の私有化・商品化」の検討

大学入試制度の変遷と新自由主義との関連性を検討するうえでの二つ目の軸は「人格的能力の私有化・商品化」である。

これを検討するにあたり、まず、「能力」というものがどのようにつくられているのかということについて考察する必要がある。ここで紹介するのが、竹内(2007)の提唱する「能力の共同性」という概念である。彼の著書である『双書 哲学塾 新自由主義の嘘』では、「能力の共同性」という概念について以下のように説明されている。“人間の能力の根源は、決して個人の私的所有物ではなく、そこでは最も広い意味での環境の占める位置が非常に大きいのです。「人間個人の自然性と環境との関係そのもの」として、人間個人の自然性と環境とがともに働き合い、共同してこそ、人間の能力が生まれるのです。人間の能力の根源は、「共同的なもの」で、この「能力の共同性」論こそを、能力を考える際の基礎にすべきなのです”(竹内2007:146-147頁)。ここで言う自然性とは、人間の“素質”(同:145頁)のことを意味しており、環境については、“他者による働きかけや社会的生産物など、人間個人の自然性の外側にあり、これを取り巻き包含している事柄を、物的なものも人的なものもまとめて、最も広い意味で環境(environment)と名づけましょう”と述べている(同:146頁)。後者の具体例として、竹内は“授乳する母親、あなたにサッカーを教えたコーチなどの身近な他者”、“障がい者を介護する優秀な指導員などの周囲の人々”、“眼鏡や補聴器や義足”、“身近な生活習慣や法律・制度”(同:146頁)など非常に広範にわたる要素を挙げている。宮寺もジョン・ロールズの“「知能や、様々な生まれつきの能力(歌や舞踊)は、(中略)そのものとしては潜在的なものに過ぎず、それらの現実的な実現(actual realization)は社会的な諸条件に依存しており、その条件のなかには、それらの訓練と奨励と承認に直接関与している社会の側の構えがふくまれている”という文章を引用して、能力が外部条件によって開花するところが大きいと指摘している(宮寺2006:98頁)。

「能力の共同性」という観点からすれば、新自由主義が進める「私有化・商品化」は批判の対象となる。新自由主義が「私有化」と「商品化」を進めるという特徴を有しているという点については、第3章第1節の、新自由主義の五番目の特徴として挙げた。竹内は、“能力を私的所有物としてのみとらえる社会・文化がすべてであるかのように言う、新自由主義の嘘が広がりすぎている”(竹内2007:149頁)と、「能力の共同性」の観点から能力の「私有化」を批判している。

能力というものが共同性を帯びているということを理解したうえで、次に、「人格的能力の共同性」とは何かを考察したい。この能力は、創造性、主体性、コミュニケーション力などの、新自由主義的の大学入試改革が強調するようになってきたポスト近代型能力に相当するものであるが、この能力にも「共同性」という概念が当てはまる。例えば、ポスト近代型能力の一つとして、本田は対人能力を挙げており、それに関する高校生を対象とした調査の分析結果に関して、“家族とのコミュニケーションの密度が高い者ほど「対人能力」が高く、“家族関係の質的な良好さは、子どもの「対人能力」を高める上で非常に重要なはたらきをしている”(本田2005:131、140頁)と述べている。更に、本田は全国の十五歳から三〇歳までの若者を対象にした調査の分析結果に関して、「友人関係などカリキュラム以外の面で充実した学校生活を送っていた場合に」は、「コミュニケーションスキル」が高まる傾向にあり、更に、“「コミュニケーションスキル」を向上させる上では、基本的な知的能力に加えて、学校、家庭、地域などにおいて豊かな人間関係を経験することが必要であるということ”を明らかにしている(同:190頁)。こうした能力は、現在では、特に幼児教育の分野において「社会情動的資質」、「非認知スキル」、「非認知能力」などと言われ注目を集めている。この定義は様々だが、秋田は“課題を成し遂げるための意欲や忍耐強さや創造性、モニタリングするメタ認知能力、他者と協働的に働くためのリーダーシップや折り合いをつけるしなやかさ、自分の感情を統制する自己調整能力などの総称”(秋田2016:111頁)と社会情動的資質を定義しており、それは“ヒトの成長メカ

ニズムに備わった生得的な能力ではない。同年代の子どもたちが学び合う教育においてこそ培っていきけるもの”（同：113頁）だと述べている。

以上のような考察から、ポスト近代型能力や社会情動的資質といった人格的能力は、家族、友人、教師など、子どもたちの周りにいる様々な人々との日常における交流や関係性の中でこそ育まれていくものだと言うことができる。すなわち、人格的能力こそ「能力の共同性」という概念が強く当てはまりうる能力だと言えるのではないだろうか。その意味では、人格的能力の形成は、子どもたちにとって選ぶことが難しい生まれつきの外部環境や他者との関係性に大きく左右される可能性が高いということになる。

さて、「人格的能力」を中心に論じてきたところで、「人格的能力の私有化・商品化」がいかなる点で大学入試改革の変遷と新自由主義に関連しているのかという点を明らかにしたい。

まず、大学入試制度の変遷における「人格的能力の私有化」は、新たに人格的能力が大学入試において評価対象となったことによってもたらされうると考えられる。すなわち、人格的能力が評価対象となることで、良い評価が得られるようにその評価基準を満たすことができるような人格的能力を手に入れ、それを大学入試を突破するための手段として用いるという意味での「私有化」が進むということである。これは、ある意味で、人格的能力の「商品化」とも言えるだろう。つまり、大学入試を突破するための人格をつくり、それを審査員に提示して評価＝「品定め」をしてもらい、審査基準を満たしていれば「気に入ってもらえれば」、選抜される＝「買ってもらえる」ということを指す。こうした状況が生まれれば、大学入試制度の今日に至る人格的能力を対象とした評価と「私有化と商品化」を標榜する新自由主義との関連性が強いと言うことができる。

しかし、ここで「これまでの大学入試制度の歴史の中では、知識・技能などの非人格的能力、すなわち近代型能力が長く評価対象となってきたゆえに近代型能力の私有化が行われ、学力競争を生み出してきた。その能力の内容が人格的なものに変わっただけで、能力自体を私有化と商品化の対象とすること

自体は何ら変わっておらず、したがって、大学入試制度と新自由主義が関連しているということは現在になって顕在化したことではないのではないか」という反論が想定される。

だが、非人格的能力と人格的能力には以下の二つの違いがある。一点目は、後者の方が、より「能力の共同性」という概念に当てはまりやすいということである。前者の能力も、例えば家庭や学校で他者から教授してもらうことで発達するという点では共同性の要素を備えていると言える。しかし、常に人との関わりの中でそうした能力を高めていくとは限らない。例えば、宿題などの自学自習によって高めていくことができる。特に知識の暗記に関してはそうした学習がより効果的な場面もあるだろう。また、常に誰かが付きっきりで子どもたちに知識・技能を教え続けることはできない。一方で、前述のとおり、人格的能力は、他者との相互作用の中でこそ育まれるものである。例えば、一人でコミュニケーション能力を養うことはほとんど不可能であるし、創造性や主体性というものも、他者との関係性の中で刺激され開花するものである。二点目は、評価を相対的に行うことができるか否かという点である。身につけるべき基礎知識や技能という近代型能力は、教育課程などを通じてある程度画一的に設定可能で、教科書を通じ、学校で形式的には均質な教育機会が与えられる中で子どもたちはそれらを身につけていくことができる。そして、テストを受けその点数によって比較ができるという点で、基礎知識や技能を基盤とした近代型能力は相対化が可能だと言うことができるだろう。一方で、人格的能力をそのようにある尺度を通じてテストや入試などにおいて相対的に評価することは「可能」なのであろうか。この疑問に対しては「可能だ」と言うことができるかもしれない。すなわち、コミュニケーション能力のある、主体性や創造性が備わっている、あるいは意欲的な姿勢が備わっているかどうかなどの評価軸が国のイニシアチブによって、あるいは大学ごとに設定可能である。では、もう一步議論を前に深めて、そうした相対的な尺度をテストや入試などにおいて設定することが「妥当」なのであろうか²⁴。思うに、人格的能力の多様性と絶対性という観点から、その妥当

大学入試制度の変遷と新自由主義との関連性の検討

性に対し疑問を抱かざるを得ない。人格的能力の多様性というのは、前述の「能力の共同性」論の通り、人格的能力が周囲の環境や関係性の強い影響を受けて構築され、更に、その環境や関係性は個々に異なっているゆえに、そこで育成される人格的能力も多様に存在するということである。そして、子どもたちが生まれ育った環境や彼らの関係性は、彼ら自身が決めることはできないゆえに、彼らの多様で偶然性に満ちた人格的能力を相互に比較し優劣をつけることは、正しいことだと言えないだろう。人格的能力にも近代型能力のようにある程度画一的な正解を定めて、子どもたちにそのような人格を持つように仕向けることは可能ではあるが、それは、彼らの存在する環境や他者との関係性の否定につながる可能性がある。こうした考察から、人格的能力は他者と比較することは妥当ではない絶対性を伴っていると言することができる。

以上をまとめると、人格的能力というものは、比較が妥当ではない、絶対的かつ多様なものであり、周囲の環境や関係性の影響を強く受ける共同性を備えたものだと言することができる。そうした、私有化や商品化が適さない性質を備えた人格的能力を評価対象とし、子どもたちにその私有化・商品化を促す新たな大学入試制度と、これまで多くの公共性を備えた制度を解体し、私有化と商品化を推し進めてきた新自由主義との関連性が明らかになったと言えよう。

4-4. 改革もたらす問題点

上記のように、大学入試制度改革と新自由主義が関連性を持つことによってどのような問題が起きうるだろうか。

第一の問題点は、近年の新たな大学入試制度の在り方が、家庭や地域などのコミュニティが持つ経済資本や文化資本といった資本や、周囲との関係性の形成における格差をより鮮明にさせようという点である。これは、新自由主義的の大学入試制度が、ポスト近代型能力、すなわち非認知的能力を重視しているためである。この懸念は、第2章第2節第2項の(エ)でも指摘されていたが、今回の入試改革により、その懸念がより広範に広がる可能性がある。加

えて、子どもの貧困、児童虐待、いじめの問題化など、豊かな資本や関係性を持ってない子どもたちが多く存在していることを示す諸問題が多発している。そうした状況下で育った子どもたちは、ポスト近代型能力を相対的に満足に身に付けることができない可能性が高い。ゆえに、ポスト近代型能力を軸とした新自由主義的の大学入試制度においては、豊かな資本や関係性を持ってない子どもたちがますます不利な立場に追いやられてしまう危険性がある。

二つ目の問題点は、国家が人格や内面評価に関する政策を立案することの妥当性である。これに関して、大桃は人間の内面に関わる非認知的スキルの形成に重要な就学前教育について述べる文脈で以下のように指摘している。まず、“非認知的スキルの育成の重要性が言われても、それを公共政策が方向づけていくことには、本田の言う「うざったさ」の感覚とは異なるものかもしれないが、「ざわざわ」とした感覚をもつ人も多いだろう”とした上で、例えば“幼少期の教育や保育の状況と将来の所得や持ち家率、犯罪率、生活保護受給率などの相関関係が実証されても、そのような研究成果の公表は幼少期に「良い」教育や保育を受けられなかった子どもたちに対して、不快感や「どうせ駄目なんだ」といった失望感を与えかねない”と警鐘を鳴らしている。こうしたことを踏まえ、“人間の育ちの何を評価の対象とし、何を対象とすべきでないのか、それに公共政策はどこまで立ち入るのかについては、慎重な検討が求められよう”と指摘している(大桃2016:63-65頁)。以上の言説は、高大接続システム改革などに見られる明確化された人格や内面の在り方の評価を求める新自由主義的の大学入試にも当てはまりうる問題である。現代国家では様々な分野での多様性が尊重されるべきであり、特に、様々な背景や環境のもと培われた人格や内面の多様性は特に尊重されるべきである。しかし、あるべき人格や内面を規定しそれを国家レベルのテストに用いたり、各大学にそれをもとに評価するよう求めることが、多様性を保証すべき国家として妥当なのであろうか。そうしたメッセージを送ることが一部の子どもたちに前述のような不快感や失望感を与えることはないのか。公共政

策という観点から新自由主義的大学の入試制度の妥当性を改めて検討する必要があるだろう。

以上のように、大学入試制度の変遷と新自由主義との関連性の検討から二つの問題点が明らかになった。大学入試制度が高校以下の教育の在り方に大きな影響を与える以上、それらの問題は克服されなければならない。そうした大学入試制度を撤廃するというのが最もドラスティックな解決法であろうが、現実的かつ建設的ではない。果たしてそれらの問題の克服のための方法が、現在の公教育の中に存在するのだろうか。一点目に指摘した、ポスト近代型能力が重視される中で子どもたちを取り巻く資本や他者との関係性における格差がより顕在化するという問題点の克服に対しては、アクティブ・ラーニングや協働学習が効果的であろう。この学習方法が公教育によって提供されることで、主体性、創造性、コミュニケーション能力などのポスト近代型能力を伸ばすことのできる機会が全ての子どもたちに均等に与えられれば、資本や関係性の格差が緩和されるだろう。また、二点目に指摘した、あるべき人格や内面を規定しそれを国家レベルのテストに用いたり、各大学にそれをもとに評価するよう求めることが多様性を保障すべき国家として妥当なのかという問題点の克服に対しては、人間の多様性を尊重することを子どもたちに理解させるような道徳教育やインクルーシブ教育が有効であろう。本論文の射程を超えたものとなるため上記のような簡単な指摘に止めておくが、以上のような教育によって、前述の二つの問題点から生じる弊害を緩和することは決して不可能なことではないと考えられる。すなわち、新自由主義的潮流が教育界を席卷していることは正面から受け止めつつも、それを批判するだけではなく公教育の内側からいかに緩和、あるいは克服できるかを考えていく必要があるのではないだろうか。

5. 終わりに

5-1. 本論文の意義

本論文は、第3章で説明した新自由主義の持つ五つの特徴を軸に、近年の大学入試制度の変遷を以下の二つの観点から説明した。一つ目は、大学入試制

度における「人格的能力格差の深化」という観点であり、これと新自由主義の①から④までの特徴が関連していることを指摘し、更に、第2章で検討した大学入試制度に対する先行研究の評価をその中に位置づけることができた。二つ目は、大学入試制度における「人格的能力の私有化・商品化」という観点であり、これと新自由主義の⑤の特徴が関連していることを、第4章第3節で述べた「能力の共同性」という概念を用いて新たに指摘することができた。そして、近年の新たな大学入試制度の在り方が、家庭や地域などのコミュニティが持つ経済資本や文化資本といった資本や、周囲との関係性の形成における格差をより鮮明にさせようという点と、国家が人格や内面評価に関する政策を立案することの妥当性という二つの問題点を指摘することができた。

本論文で得られた以上の成果から得られた意義は以下の二点である。

一点目は、第2章で紹介した先行研究による大学入試制度の変遷に対する様々な評価を、新自由主義というアイデアを用いて一貫して説明することを可能にしたという点にある。すなわち、第4章第2節での小括において、先行研究の評価を新自由主義の①から④にかけての特徴に体系化したことで、大学入試制度に対する評価に一定の秩序を与えることができたということである。

二点目は、新自由主義というアイデアを用いることで、これまでの研究では十分に検討されてこなかった、大学入試制度に対する新たな評価の視角をもたらしたという点である。それは、第4章第4節において挙げた新自由主義の④の特徴に関する課題や、第4章第3節で検討した新自由主義の⑤の特徴と大学入試制度の関連性に対する指摘に表れている。この成果は、新自由主義という抽象的なアイデアをあえて用いたがゆえに得られたものだと言えるだろう。

5-2. 本論文の課題

前節のような意義を本論文は持っているものの、新自由主義という抽象的なアイデアを用いて大学入試制度の変遷を説明しているがゆえに、実証性などの観点から問題があるとのそしりを免れ得ない。

大学入試制度の変遷と新自由主義との関連性の検討

そこで、以下の四点の実証的研究を進めることで、本論を発展させていく必要がある。

一点目は、高大接続システム改革の全体像を把握する点にある。直近の大学入試制度改革はそれ単体で行われているのではなく、高大接続改革の一環として、高等学校教育と大学教育改革とともに行われている。そうした大局的な視点で見ると、本論文が指摘したような経済界からの影響だけではなく、例えば大学の時代に即した改革意識や改革力の欠如に対する、政界、経済界のみならず高等学校側あるいは大学内部からの批判もあり一連の改革が行われざるを得ない状況になっているという可能性もある²⁵。このような改革内部における様々なアクターの動きを中教審や高大接続システム改革会議などの議事録を精査するという作業などを通してより詳細に描き出すことにより、経済界からの影響による大学入試改革という言説のみに還元されない改革の原動力が浮かび上がる可能性がある。

二点目は、大学入試制度分析への比較制度分析導入の可能性である。教育制度分析への比較制度分析導入の可能性については大島が“教育制度を比較制度分析の枠組みに載せることができれば、日本における「教育ドメイン」と「経済ドメイン」の間における制度の連結関係を高い精度で理論的に考察できる可能性が開ける”と提言しており、具体例として経済ドメインにおける新卒一括採用とOJTによる職能開発というキャリア慣行と、教育ドメインにおける年齢主義的な同期生間の競争と普通教育の重視という両者の制度的補完性²⁶を挙げている（大島2016：31-32頁）。本論文に当てはめれば、表3が示しているように、経済ドメインによる人材の採用という制度におけるグローバル化などを見据えた人格的能力の重視と、教育ドメインの大学入試制度における人格的能力重視の選抜という両者が、新自由主義という体制下での制度的補完関係の一つとなっている可能性がある。また、比較制度分析の手法としてゲーム理論が挙げられるが、これを用いて、AO入試のような従来とは異なる大学入試が日本の大学にとって支配的な戦略となりうるのかという観点から分析できる可能性がある。例えば、第7回高大接続システム改革会議の中の関係団体に対するヒアリ

ングで、全国高等学校長協会は“中間まとめの36ページの脚注44では、各大学において学力検査を行うことが可能な文言が入っております。この部分を根拠に多くの大学が現行と同じような学力検査を行うような形になったのでは、今回の改革の趣旨が生かされなくなると考えますので、何らかの対策をお願いしたいと思います”（中間まとめは高大接続システム改革会議の中間まとめを受けていると考えられる）と述べており、この懸念に関し、国立大学協会は、“新テストが開始された後も、個別試験で学科・学力試験を課すということは当然ではないかという意識があります。もちろん個別試験に現在言われているような、いわゆるもっと多面的な力を見るようなものを導入しましょうということは当然やります。だから、その点から、要するに、今考えられている新しいテストがすばらしいものとして出来上がって、世の中の評価が定着する、それまでの移行期は、アドミッション・ポリシーに基づいた学力を検定するには、やらざるを得ないというのが多くの国立大学の学長はやらざるを得ないであろうというふうに考えられているということです”と述べている（高大接続システム改革会議 第7回議事録）。上記から、大学入試制度の移行は、制度を政治的にただ単に変えるだけでは完了するものだと期待されるわけではなく、入試制度の内容に関して各大学がある程度裁量を保持している以上、政府、学生などのプレイヤーとのゲームを通じて最適な戦略を各大学が模索する中で入試制度も移行するというを示していると言えるだろう。すなわち、“制度がいわば独立変数としてアクターの行動や政策にどのような影響を及ぼすかということ”を分析の対象とし”（秋吉2015：170頁）た分析に加え、制度自体がゲームの中でどのように作りあがっていくのかという、制度を“ゲームの均衡”（青木2014：56頁）と捉える比較制度分析的視点が大学入試制度分析により深い洞察をもたらしうるのである。このような分析により、大学入試制度をより構造的に分析できる可能性が開けるだろう。

三点目は、日本だけではなく、世界の大学入試制度の変遷と新自由主義との関連性について調査するという点である。特に、教育を含めた諸分野におい

て新自由主義的改革が顕著に進められたアメリカやイギリスの大学入試制度の変遷を調査する価値はあるだろう。ここにも、前述の比較制度分析の適用可能性がある。例えば、日本のような大学入試制度改革が、新自由主義に基づいた諸分野の改革を進めるアメリカやイギリスでは見られず改革の別の在り方が観察された場合、すなわち、同じ新自由主義体制下で異なる大学入試制度改革の変遷が見られる場合、その要因はどこにあるのか、歴史的経路依存性²⁷という観点などから分析することが可能であろう。

四点目は、人格的能力の評価を軸とした大学入試の合格者に関する実態調査を行うという点である。例えば、アンケート調査などによって、そうした大学入試に合格した者がどれほどの資本や関係性の豊かさを持っていたのかを回答する調査²⁸が挙げられる。ここで仮に有意の正の相関関係が見られれば、資本や関係性が豊かな者ほどそうした大学入試に有利に働くという本論文で述べたことが実証的に示されたことになる。一方、相関が見られない、あるいは負の相関が見られたならば、事例研究などを行ってそのメカニズムを解明する必要があるだろう。

註

¹ 本論文は、筆者の2016年提出の卒業論文「共通第一次学力試験以降の大学入試制度の変遷に関する考察—新自由主義との関連性・共通性に着目して—」を再編成したものである。

² 「共通第一次学力試験」の呼称については、様々な表記の仕方がある中で、本論文では、大学入試センターのホームページに記載されている表記の仕方で記し、更に「共通一次試験」という略称を用いた。

³ 調査書と推薦書については、佐々木の“調査書や推薦書などを総合判定の資料として利用するのはAO・推薦入試に限られています”(佐々木2012:56頁)という記述から、センター試験、個別学力試験、面接、小論文については、本章第2節第1項で詳述する小谷野の研究を参考にしている。

⁴ 1990年以前、“私立大学の場合は、一部の大学で進学適性検査や能研テストが利用された時期もあったが、基本的に大学別(学部別・学科別)に行われて

いる大学も多い)に独自の試験で入学者を選抜するのが主流であった”(金2006:166頁)ため、本節の記述は主に国公立大学に当てはまる。

⁵ 第4章第1節で述べるように、この共通一次試験導入前後に大学を含めた高等教育機関への進学率が急上昇したこと、導入以前にも能研テストなどの統一テストの導入が図られたが短命に終わった一方で、共通一次試験は約十年続き、その後のセンター試験の布石となったことを踏まえると、共通一次試験こそ戦後の画一的な大学入試の象徴とみなすことができるゆえに、本論文での1990年以前の大学入試の変遷を検討するうえでの始期と設定した。

⁶ 中村(2011:11-16頁)でも、この荻谷の論は戦後日本におけるメリトクラシーの変容に関する諸議論の一つとしてレビューされている。

⁷ 竹内は、この中村の研究を受けて、“現在の大学入試構造は入試難易度の高い大学のエリート選抜を主眼においた「統一試験政策」の中に、拡大した非エリート的な「多様化政策」を盛り込んでいるのが実態であり、「統一試験政策」と「多様化政策」の2軸は対等な関係とはなっていないのである”と結論付けている(竹内2014:38頁)。

⁸ 中村(2012)は、この「ハイパー・メリトクラシー」とAO入試について、本田(2005、2008)の論を援用しながら、“AO入試はポスト近代社会におけるハイパー・メリトクラシーの兆候としてとらえられている”(57頁)と指摘している。しかし、中村の場合は、“現代こそ時代の転機にあると仮定する議論において、入試多様化を引き合いにだすことの妥当性に疑問がある”(同:58頁)という文脈の中で、本田の論を批判するものとなっているため、本論文で本田を引用している趣旨とは異なっている点を付言しておく。

⁹ 本田は、この力について“多様性・新奇性”、“意欲、創造性”、“個別性・個性”、“能動性”、“ネットワーク形成力、交渉力”という特徴を挙げている(本田2005:22頁)。

¹⁰ △、○、◎の順でその能力が重視される度合いが相対的に強くなっていくことを示している。

¹¹ 一方で高橋は、推薦入試やAO入試に対する不信、不満から最近、学力検査回帰の傾向がみられるとも

大学入試制度の変遷と新自由主義との関連性の検討

指摘している（高橋 2015 : 241 頁）。

¹² このイデオロギーを新保守主義と言う。“新保守主義は、「小さな政府」を目指すからと言って、必ずしも権力を一方的に縮小・削減し、国家を弱体化させようとしているわけではない。むしろ逆に、新保守主義が目指すのは強い国家である。（中略）グローバルに浸透する経済セクターを含めたシステム全体としては権力の増大を目指す点で「集権的」であり、それらが文化的な伝統の尊重や軍事力強化という形でも現れる（竹島 2011 : 60-61 頁）。

¹³ この言葉について、佐貫はライシュの説明を用いて“問題解決、問題発見、戦略的媒介を担う者”（佐貫 2014 : 64 頁）だと説明している。

¹⁴ この提言は、斎藤（2004 : 37 頁）の中でも検討されている。

¹⁵ あくまでも将来的な教育システムを展望する中で使用されたものに限り、受験戦争を振り返るなど過去を振り返る文脈の中で使用されたものは数えていない。

¹⁶ 経団連と経済同友会の報告書を分析した吉田は、“グローバル競争に日本企業が勝ち抜くためには、国際社会で渡り合い、成長分野を牽引するリーダーが必要であり、その育成を大学に求める議論が繰り返され”ており、“企業経営に必要な人材が、社会で必要な人材とされ、次に、そうした人材の育成は大学の課題と展開”され、そうした人材育成のために“まず大学の教育や組織の改革が要請される”と指摘している（吉田 2014 : 166-167 頁）。これこそ正に、企業の論理が教育システムを変革するためのロジックとして用いられた具体例である。

¹⁷ こうした経済界からの提言が教育分野に反映されやすくなった形式的な理由は、2001 年の中央省庁再編に伴う内閣機能の強化によるトップダウン型の政策決定方法や、内閣府各会議への中央省庁からの参加メンバーが制度官庁（経済官庁）によって占められたことが主に挙げられる（小川 2016 : 40 頁）。

¹⁸ 例えば、“高度成長期さなかの 1963 年（東京オリンピックの前年）には所得格差は 5.65 倍と大きかったが、オイルショックで高度成長期が終わりを記した 1973 年には 4.08 倍とめざましい低下を見た。経済の高度成長にともない、安定した職を得て従来の

貧困層の所得が大きく上昇したのが原因だと考えられる”（本川 2016）や、“戦前から 1970 年代までの実証研究の結果、所得格差が経済発展の初期段階で拡大し、以後縮小に転ずるというクズネッツ仮説が日本経済にも妥当することが確認された。とりわけ高度成長期は、高い経済成長率と所得格差の縮小が同時に達成され、以後、日本の所得格差は縮小を続けるものと考えられた”（勇上 2003 : 5 頁）という言説がある。

¹⁹ 『平成 20 年度文部科学白書』によると、高校の進学率は、新制高等学校発足当初の昭和 23 年に約 42%であったが、昭和 49 年度には 90%を超えており、また、高等教育機関（大学・短大・高専・専門学校）への進学率は、昭和 35 年には約 10%だったが、昭和 50 年代半ばには約 50%にまで上昇している。

²⁰ 日本における新自由主義と大学入試制度の変遷には因果関係があるのか、特に、前者が後者に明確かつ直接的に影響を及ぼしているのかについての言明は、本論文では避ける。というのも、因果関係立証のための三つの条件（境家・井出 2014 : 97 頁）のうち、原因が結果より時間的に先行していることは満たされるものの、原因と結果の共変と、原因と結果の間の関係についての代替的説明の排除という条件を検証することが本研究の射程では困難である。共変について言えば、日本で、例えば政治あるいは経済分野において、新自由主義のイデオロギーから逆ベクトルの思想を持つ共産主義のイデオロギーへと変化すると、それに伴って大学入試制度も変化するかどうかを直接実験あるいは観察することは現時点の政治状況を考えれば困難である。また、代替的説明の排除に関しては、大学入試制度が、グローバル化への対応、高校以下の授業内容や方法の改善（アクティブラーニングの推進など）の影響も受けると考えられるため、それらの事象を統制することは不可能と言わざるを得ない。以上より、「両者には因果関係がある」と仮定してそれを立証することまでは、直接的には困難である。あくまでも本論文では両者の特徴に関連性がある、または間接的に新自由主義が大学入試制度の変遷に影響を与えていることを指摘するにとどめている。

²¹ 高橋は“推薦入試、AO 入試ともに、一般入試で

不利な専門高校や、大学進学実績の高くない普通科高校ではそれなりの評価をされていると思われるが、いわゆる進学校では、諸手を挙げて歓迎されているとは言い難い。推薦入試やAO入試に対する不信感を高校側が抱く要因の一つは、受験産業の作成する入試難易度ランキングにおいて下位に位置する大学が実施する入試内容が、受験生確保、あるいは単なる受験生の学力検査忌避への迎合と見えてしまうことである。これらの大学では実際に個性的・学習意欲にあふれた学生を採れていないという研究(木村2011)がそれを裏付けてしまっている”と指摘している(高橋2015:241頁)。

²² 一般的に、国際バカロレア(IB)とは国際バカロレア機構(本部ジュネーブ)が提供する国際的な教育プログラムである。同機構は1968年、チャレンジに満ちた総合的な教育プログラムとして、世界の複雑さを理解して、そのことに対処できる生徒を育成し、生徒に対し、未来へ責任ある行動をとるための態度とスキルを身に付けさせるとともに、国際的に通用する大学入学資格(国際バカロレア資格)を与え、大学進学へのルートを確認することを目的として設置された。現在、認定校に対する共通カリキュラムの作成や、世界共通の国際バカロレア試験、国際バカロレア資格の授与等を実施している(文部科学省2016:「1.国際バカロレアとは」)。日本でも2000年代後半から、グローバル人材育成との関連で、IBを日本の教育に積極的に導入しようとする動きが産学官でみられるようになっており、2013年に閣議決定された日本再興戦略では、IB校等を2018年までに200校にするという目標が掲げられた(渋谷2016:42頁)。こうしたIBの拡大について渋谷は次のように述べている。以下長くなるがその部分を引用する。“今、異なる能力観に基づく、少なくともふたつの高大接続のルートが存在している。ひとつは、幅広い知識を早く正確に再生することを重視する、従来から日本で行われてきた大学入試であり、もうひとつは、特定の課題を深く探求し論理的に表現させる、欧米由来のIBである。多様な入試によって学生の多様性を高めることは、文科省の意図するところであろう。とはいえ、今後、このように性格の異なる複数のルートが並存するのであれば、別の基準

で選抜された者同士が有機的に学び合うことができるように、両者間の公平性を担保する必要がある。IB生が高く評価する少人数制や教員率の高さは、集中的な投資や大きな受益者負担によって成立しているのであって、万人に開かれているわけではない。今後は、〈新しい能力〉を習得する機会が、より多くの人々に提供されなくてはならないだろう。同時に、現行の大学入試が存続するならば、そこで測られる能力の価値ももっと積極的に評価されなくてはならないだろう”(同:49頁)。国際バカロレアを取り入れた大学入試も人格的能力を重視する入試だと考えれば、渋谷の述べるような公平性に関わる懸念は、本論文の第4章第4節で述べる、新たな入試制度が顕在化させる能力格差に関する課題と共通点があるように思われる。

²³ こうした状況について、石井は以下のように述べている。“従来の入試改革との最大の違いは、一般入試を含めた入学者選抜全体を「多面的・総合的」評価によって行うとした点にあり、筆者はこれを「AO入試の全面化」すなわち全志願者をAO入試によって選抜することを志向していると理解している”(石井2016:224頁)。

²⁴ 以上のような人格的能力による選抜の「可能性」と「妥当性」という二次元での検討は木村拓也の論考の一説(2016:36-37頁)にも登場する。しかし、木村の論考では、人物重視のテストが得点化されることは可能としつつも、それが妥当かという問いに対し、「テスト理論の範疇から言えば、人物重視で想定されている測定道具(テスト形式)は、著しく信頼性に欠ける、と言わざるを得ません」というように答えており、本論文における妥当性の検討の内容とは異なっていることを断っておく

²⁵ 高大接続システム改革会議の議事録を見ると、例えば、第一回会議で、会議の委員である順天中学校・高等学校長の長塚が“高等学校側からしますと、入り口だけ変えて、入学したら今までと余り変わらないとか、出口も余り変わらないということでは困るわけで、本気になって高等学校側の生徒が、あるいは高等学校が、これは入学してから必要になるのだという意味で高等学校教育を変えていく、あるいは入試も変わるというような本気の覚悟を示していた

大学入試制度の変遷と新自由主義との関連性の検討

だくのは大学側の、まさにディプロマ・ポリシーなり、カリキュラム・ポリシーがよりしっかりして、そのためにアドミッション・ポリシーがあるのだということを確認していただく必要があります”と、このように、改革に向けた強い要請をしている。

²⁶ この制度的補完性について、青木らは、“現実の経済に存在する複数の制度の間には、一方の制度の存在・機能によって他方の制度がより強固なものになっているという関係が往々にして見られる。このように1つの経済の中で一方の制度の存在が他方の制度の存在事由となっているような場合、両者は制度的補完の関係にあると呼ぶ”(青木・関口・堀 1996: 35頁)と説明している。大島はこの概念を教育制度分析にも当てはめている。

²⁷ 歴史的経路依存性について青木・瀧澤 (1996) は、“歴史的初期条件の違いによって行き着く均衡点が異なる”(92頁)ことだと説明している。

²⁸ アンケートの指標の一例として、例えば、家庭の経済力(年収など)、文化資本に触れる機会の存否、親との関係性、学校生活における他者との関係性、地域との関係性などが挙げられる。

参考文献

【大学入試制度をテーマとした文献・資料】

荒井克弘 (2005) 「入試政策から接続政策への転換」荒井克弘、橋本昭彦『高等教育シリーズ 130 高校と大学の接続 入試選抜から教育接続へ』玉川大学出版部、19-55頁

井沢秀 (2016.6.24) 「サンデー毎日発 2018年、2020年に『大波』到来 少子化、入試改革、定員管理…大学が変わる！」

<http://mainichi.jp/articles/20160624/org/00m/100/027000c> 2017.6.8 情報取得

石井光夫 (2016) 「国立大学入試における個別選抜のゆくえ」東北大学高度教養教育・学生支援機構『高大接続改革にどう向き合うか』、東北大学出版会、221-242頁

金子元久 (2016) 「入試改革の意味」教育と医学の会『教育と医学』第64巻、第2号、慶応義塾大学出版会、2-3頁

川嶋太津夫 (2016) 「国立大学の入試改革の過去・現

在・未来？」東北大学高度教養教育・学生支援機構『高大接続改革にどう向き合うか』東北大学出版会、33-46頁

金愛花 (2007) 「日韓中3カ国における大学入試制度の変遷」『東京大学大学院教育学研究科紀要』第46巻、165-173頁

木村拓也 (2011) 「国公立大学AO入試における提出書類の傾向把握」『大学入試研究ジャーナル』第21号、171-179頁

木村拓也 (2014) 「大学入試の歴史と展望」繁榊算男『新しい時代の大学入試』金子書房、1-35頁

木村拓也 (2016) 「人物重視の大学入試はどこまで『妥当』なのか?—大学入試改革論議のテスト理論的理解」教育と医学の会『教育と医学』第64巻、第2号、慶應義塾大学出版会、30-38頁

高大接続システム改革会議 (2016.3.31) 「高大接続システム改革会議『最終報告』、

http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/06/02/1369232_01_2.pdf 2017.6.5 情報取得

小谷野仁 (2014) 「セクターと難易度による分類の下の近年の大学入学者選抜の分析」繁榊算男『新しい時代の大学入試』金子書房、36-56頁

斎藤剛史 (2016.11.1) 「国立大のAO増は『高大接続改革』の兆し」

<http://benesse.jp/kyouiku/201611/20161101-1.html> 2017.6.5 情報取得

佐々木隆生 (2012) 『大学入試の終焉—高大接続テストによる再生』北海道大学出版会

佐々木隆生 (2015) 「教育行政課題としての『大学入試改革』」『教育行政研究』第42号、34-38頁

渋谷真樹 (2016) 「国際バカロレアにみるグローバル化と高大接続—日本の教育へのインパクトに着目して—」『教育学研究』第83巻、第4号、41-53頁

高橋伸之 (2015) 『『センター試験は悪いテストだった』のか』『相山女学園大学教育学部紀要』第8号、239-244頁

竹内正興 (2014) 「大学入試構造と不本意入学者のアイデンティティ—AO入試は不本意入学者を減少させる施策となりえるのか—」『佛教大学大学院紀

- 要 教育学研究科篇』第42号、35-51頁
 独立行政法人大学入試センター「センター試験の役割」
http://www.dnc.ac.jp/center/shiken_gaiyou/yakuwari.html 2017.6.10 情報取得
- 中村高康 (2011) 『大衆化とメリトクラシー 教育選抜をめぐる試験と推薦のパラドクス』東京大学出版会
- 中村高康 (2012) 「大学入学者選抜制度改革と社会の変容—不安の時代における「転機到来」説・再考—」『教育学研究』第79巻、第2号、52-62頁
- 南部広孝 (2016) 『東アジアの大学・大学院入学者選抜制度の比較—中国・台湾・韓国・日本—』東信堂
- 文部科学省 (2015.10.20) 「平成27年度国公私立大学・短期大学入学者選抜実施状況の概要」
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/27/10/1362966.htm 2017.6.10 情報取得
- 文部科学省 「1.国際バカロレアとは」
http://www.mext.go.jp/a_menu/kokusai/ib/1307998.htm 2017.6.10 情報取得
- 文部科学省 「高大接続システム改革会議 (第1回) 議事録」
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/033/gijiroku/1358092.htm 2017.6.7 情報取得
- 文部科学省 「高大接続システム改革会議 (第7回) 議事録」
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/033/gijiroku/1365926.htm
 2017.6.10 情報取得
- 読売新聞教育部 (2016) 『大学入試改革—海外と日本の現場から』中央公論新社
【新自由主義をテーマとした文献・資料】
- 斎藤貴男 (2004) 『寺子屋新書001 教育改革と新自由主義』子どもの未来社
- 佐貫浩 (2009) 『学力と新自由主義 「自己責任」から「共に生きる」学力へ』大月書店
- 佐貫浩 (2014) 『「知識資本主義」、『知識基盤社会論』批判—グローバル化と新自由主義教育政策下の学力問題を考えるために—』『生涯学習とキャリアデザイン』VOL11-2、59-74頁
- 竹内章郎 (2007) 『双書 哲学塾 新自由主義の嘘』岩波書店
- 竹島博之 (2011) 「新自由主義と愛国心教育：安倍政権の教育改革を中心に」『東洋法学』第55巻、第2号、49-72頁
- 谷口聡 (2015) 「現代における教育と教育行政の変容」井深雄二・大橋基博・中嶋哲彦・川口洋誉『テキスト 教育と教育行政』勁草書房、178-191頁
- 中野雅至 (2006) 『格差社会の結末』ソフトバンククリエイティブ
- 二宮厚美 (2007) 『格差社会の克服—さらば新自由主義』山吹書店
- 二宮厚美 (2009) 『新自由主義の破局と決着—格差社会から21世紀恐慌へ』新日本出版社
- ハーヴェイ、デヴィッド (2007=2005) 『新自由主義—その歴史的展開と現在』[A Brief History of Neoliberalism. Oxford ; New York, Oxford University Press] 渡辺治監訳、森田成也・木下ちがや・大屋定晴・中村好孝訳、作品社
- 渡辺治 (2007) 「日本の新自由主義—ハーヴェイ『新自由主義』に寄せて」『新自由主義—その歴史的展開と現在』作品社、289-330頁
【その他の文献・資料】
- 青木昌彦・関口格・堀宣昭 (1996) 「1章 伝統的経済学と比較制度分析」青木昌彦・奥野(藤原)正寛『経済システムの比較制度分析』東京大学出版会、21-37頁
- 青木昌彦・瀧澤弘和 (1996) 「3章 企業システムの生成：進化ゲーム的アプローチ」青木昌彦・奥野(藤原)正寛『経済システムの比較制度分析』東京大学出版会、69-95頁
- 青木昌彦 (2014) 『青木昌彦の経済学入門—制度論の地平を拓げる』ちくま新書
- 秋田喜代美 (2016) 「子どもの学びと育ち」小玉重夫編『岩波講座 教育 変革への展望 1 教育の再定義』岩波書店、97-126頁
- 秋吉貴男 (2015) 「政策決定と制度—行動のルールと構造は政策にどのような影響を及ぼすのか？」秋吉貴雄、伊藤修一郎、北山俊哉『公共政策学の基礎 [新版]』有斐閣、168-186頁
- 岩木秀夫 (2004) 『ゆとり教育から個性浪費社会へ』

大学入試制度の変遷と新自由主義との関連性の検討

筑摩書房

- 大島隆太郎 (2016) 「教育制度体系の構造的理解に向けた理論枠組みの検討—「比較制度分析」による教育制度の分析可能性と意義—」『東京大学大学院教育学研究科教育行政学論叢』第 36 号、13-37 頁
- 大桃敏行 (2016) 「第 2 章 公共政策の対象としての就学前の教育と保育」秋田喜代美監修、山邊昭則・多賀徹太郎『あらゆる学問は保育につながる 発達保育実践政策学の挑戦』東京大学出版会、45-69 頁
- 小川正人 (2016) 「2 国の教育行政機関と教育政策過程」27-46 頁、「8 教育費問題と教育の機会均等保障」152-173 頁、小川正人・勝野正章『改訂版 教育行政と学校経営』放送大学教育振興会
- 荻谷剛彦 (1995) 『大衆教育社会のゆくえ』、中央公論社
- 神林博史 (2012) 「「総中流」と不平等をめぐる言説：戦後日本における階層帰属意識に関するノート (3)」『東北学院大学教養学部論集』161 号、67-90 頁
- 木村元 (2015) 『学校の戦後史』岩波書店
- 経済団体連合会 (1996.3.26) 「創造的な人材の育成に向けて～求められる教育改革と企業の行動～」
<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/pol083/index.html> 2017.6.8 情報取得
- 経済団体連合会 (2000.3.28) 「グローバル化時代の人材育成について」
<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2000/013/index.html> 2017.6.8 情報取得
- 厚生労働省 (2015.11.4) 「平成 26 年『就業形態の多様化に関する総合実態調査』の結果」の Press Release
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/koyou/keiai/14/dl/houdou.pdf> 2017.6.9 情報取得
- 境家史郎、井出弘子 (2014) 「計量分析」加藤淳子、境家史郎、山本健太郎『政治学の方法』有斐閣、71-130 頁
- 総務省統計局 (2016.1.29) 「労働力調査 (基本集計) 平成 27 年 (2015 年) 平均 (速報) 結果」の「概要」
<http://www.stat.go.jp/data/roudou/sokuhou/nen/ft/pdf/index.pdf> 2017.6.9 情報取得
- 谷口聡 (2015) 「現代における教育と教育行政の変容」井深雄二・大橋基博・中嶋哲彦・川口洋誉『テキスト 教育と教育行政』勁草書房、178-191 頁
- 中央教育審議会 (1991) 「新しい時代に対応する教育の諸制度の改革について (答申) (第 29 回答申 (平成 3 年 4 月 19 日))」
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chuuou/toushin/910401.htm 2017.6.5 情報取得
- 中央教育審議会大学分科会制度・教育部 (2008.4.10) 「学士課程教育の構築に向けて (審議のまとめ)」より図表 4-5
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/080410.htm 2017.6.10 情報取得
- 中嶋哲彦 (2016) 「構造改革下の教育的価値と自治体教育政策の展開」、『日本教育政策学会年報 第 23 号 多様な教育機会の確保』八月書館、86-94 頁
- 日本経済団体連合会 (2004.4.19) 「21 世紀を生き抜く次世代育成のための提言—「多様性」「競争」「評価」を基本にさらなる改革の推進を—」
<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2004/031/index.html> 2017.6.10 情報取得
- 日本経済団体連合会 (2011.6.14) 「グローバル人材の育成に向けた提言」
<http://www.keidanren.or.jp/policy/2011/062.html> 2017.6.10 情報取得
- 日本経済団体連合会 (2013.6.13) 「『世界を舞台に活躍できる人づくりのために』—グローバル人材の育成に向けたフォローアップ提言—」
<http://www.keidanren.or.jp/policy/2013/059.html> 2017.6.10 情報取得
- 日本経済団体連合会 (2015.3.17) 「グローバル人材の育成・活用に向けて求められる取り組みに関するアンケート結果」
<http://www.keidanren.or.jp/policy/2015/028.html> 2017.6.10 情報取得
- バートン＝ジョーンズ、アラン (2001=1999) 『知識資本主義 ビジネス、就労、学習の意味が根本から変わる』(ペーパーバック版) [Knowledge Capitalism: Business, Work, and Learning in the New

- Economy, Oxford; New York: Oxford University Press]
- 野中郁次郎監訳、有賀裕子訳、日本経済新聞社
本川裕 (2016.9.28) 「日本では所得格差も貧困意識も
拡大していない決定的データ」
<http://diamond.jp/articles/-/103116?page=4>
2017.6.10 情報取得
- 本田由紀 (2005) 『日本の<現代>13 多元化する「能
力」と日本社会 —ハイパー・メリトクラシー化の
なかで』 NTT 出版
- 本田由紀 (2008) 『軋む社会 教育・仕事・若者の現
在』 双風舎
- 本田由紀 (2011) 『軋む社会 教育・仕事・若者の現
在』 (文庫版) 河出書房新社 ※上記の改訂版
- 宮寺晃夫 (2006) 『教育の分配論 公正な能力開発と
は何か』 勁草書房
- 文部科学省 「平成 20 年度 文部科学白書」
第 2 部第 2 章第 5 節
http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpaa200901/detail/1283524.htm
第 2 部第 3 章第 1 節
http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpaa200901/detail/1283626.htm 2017.6.10 情報取得
- 勇上和史 (2003) 「JIL 労働政策レポート Volume 3
日本の所得格差をどうみるか—格差拡大の要因を
さぐる—」
[http://www.jil.go.jp/institute/rodo/documents/report3.p
df](http://www.jil.go.jp/institute/rodo/documents/report3.pdf) 2017.6.10 情報取得
- 吉田文 (2014) 「「グローバル人材の育成」と日本の
大学教育—議論のローカリズムをめぐる—」『教
育学研究』 第 81 巻、第 2 号、28-39 頁